法規的告示

○農林水産省・環境省告示第五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省・環境省令第七号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第二条第十四号の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和五年九月農林水産省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年九月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

題名中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に改める。

○環境省告示第四十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省・農林水産省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年九月一日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～十五　（略） 十六　*Acheilognathus macropterus*（オオタナゴ）、*Tachysurus fulvidraco*（コウライギギ）、*Ameiurus nebulosus*（ブラウンブルヘッド）、*Pylodictis olivaris*（フラットヘッドキャットフィッシュ）、*Silurus glanis*（ヨーロッパナマズ）、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*（ガンブスィア・ホルブロオキ）、*Lepomis*属（ブルーギル属）のうち*Lepomis macrochirus*以外のもの、*Neogobius melanostomus*（ラウンドゴビー）、*Lates niloticus*（ナイルパーチ）、*Morone americana*（ホワイトパーチ）、*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）、*Gymnocephalus cernua*（ラッフ）、*Perca fluviatilis*（ヨーロピアンパーチ）、*Sander lucioperca*（パイクパーチ）、*Coreoperca*属（オヤニラミ属）に属する種のうち*Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの、*Siniperca chuatsi*（ケツギョ）及び*Siniperca scherzeri*（コウライケツギョ）、かわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物並びに*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する種が*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する他の種と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）	（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～十五　（略） 十六　*Acheilognathus macropterus*（オオタナゴ）、*Tachysurus fulvidraco*（コウライギギ）、*Ameiurus nebulosus*（ブラウンブルヘッド）、*Pylodictis olivaris*（フラットヘッドキャットフィッシュ）、*Silurus glanis*（ヨーロッパナマズ）、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*（ガンブスィア・ホルブロオキ）、*Neogobius melanostomus*（ラウンドゴビー）、*Lates niloticus*（ナイルパーチ）、*Morone americana*（ホワイトパーチ）、*Gymnocephalus cernua*（ラッフ）、*Perca fluviatilis*（ヨーロピアンパーチ）、*Sander lucioperca*（パイクパーチ）、*Siniperca chuatsi*（ケツギョ）及び*Siniperca scherzeri*（コウライケツギョ）並びにかわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）